

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	平成28年度第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成28年6月24日（金）午後3時～午後4時40分
3 開催場所	市役所本庁舎5階 第1委員会室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）地域包括支援センター事業報告及び事業計画について</p> <p>（2）生活支援体制整備に向けた協議体の設置について</p> <p>（3）地域包括支援センターの地区センターへの移設について</p> <p>（4）介護保険事業所整備に係る公募について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開 の理由	
7 傍聴人員	4名
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

平成28年度 第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成28年6月24日（金）、午後3時～午後4時40分

場 所：市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、竹村委員、佐藤委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、深井委員、八幡委員、貴田委員、辻委員、土井委員、植竹委員

事務局：立澤福祉部長、島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、新井保健医療部副部長兼地域医療課長、藤城保健医療部市民健康課長、久保田福祉部福祉推進課副課長、榊福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長 外7名

傍聴者：4名

《以下議事録》

1. 第1回越谷市介護保険運営協議会

司 会： 皆様、こんにちは。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第1回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっており、本日は、委員総数21名のうち20名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田口会長、よろしく願いいたします。

会 長： 前回の会議では、生活支援体制整備事業について、委員それぞれの活動の中での課題等をご紹介いただきました。意見の中で、それぞれのところでいろいろなことがなされている、支援がなされているというふうなことはわかりましたが、一方、そのつながりがまだできていないということ、これは今後やっていかななくてはいけないことであるというふうなことを再認識させていただきました。ですので、今後、皆さん方の立場の中で、自分のところではこういうことができるというふうな建設的なご意見をたくさんいただければというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

次に、本年度の市の体制についてですが、本年4月の機構改革に伴いまして、新た

に福祉部に既存の福祉部長と同等の職位を有する地域包括ケア推進担当部長を置き、地域包括ケア推進課と介護保険課を所管することとなりました。また、福祉部長も新たに異動してまいりましたので、ここでお時間をいただき、部長からご挨拶を申し上げます。

まず、立澤福祉部長からご挨拶を申し上げます。

福祉部長：皆さん、こんにちは。

福祉部長の立澤でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

介護保険運営協議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。

実は私この4月に福祉部に異動してまいりましたが、平成11年、介護保険がスタートする1年前に、介護保険準備室という課があったのですが、そこに所属になりまして、翌年、介護保険事業が平成12年、2000年にスタートしたわけですが、その年にも1年所属しておりました。2年間介護保険の準備とスタートに携わらせていただいたことがございます。

あれから15年が過ぎまして福祉のほうに戻ってまいりました。非常に大きな変化がございます。高齢者人口も当時3万3,000人だったそうですが、それが今8万人、高齢化率も11%から24%に、介護保険特別会計も約3倍の規模になっております。そういった意味では介護保険制度そのものも大きな変化を遂げております。非常にきめ細やかな制度になった半面、複雑にもなっております。そんな意味で介護保険事業の安定した運営ができますように、ぜひ委員の皆様から、この協議会におきまして大所高所において専門的な立場、あるいは現場のお立場からいろいろなご意見をお寄せいただければと思います。

重ねてになりますが、当協議会におきまして忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会： 次に、島田地域包括ケア推進担当部長からご挨拶を申し上げます。

地域包括ケア推進担当部長：皆さんこんにちは。

地域包括ケア推進担当部長の島田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は公私ともお忙しい中ご出席賜りまして、大変ありがとうございます。また、日ごろより委員の皆様には越谷市の保健・医療・福祉行政に多大なご尽力を賜っておりますことを心よりお礼申し上げます。

私、3月まで保健所のほうにいたのですが、ただいま司会から話がありましたように4月から福祉部の中に担当部長を置くことになりまして、私のほうで地域包括ケア推進課、それから、介護保険課のほうを担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様ご案内のとおり、福祉だけではなく、社会全体的な課題といたしまして、団塊の世代の方が後期高齢者の年代となります、いわゆる2025年問題まであと10年と迫っております。そのため現在進めております平成29年度までの第6期介護保険事業計画の期間につきましては、この2025年問題の体制を迎えるための土台を築く大切な時期だというふうに考えております。本市といたしましても関係機関との連携を図りながら、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるようにということで地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えております。越谷市に合った制度を構築できるよう、委員の皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。今後ともこの協議会のほうでご協議をお願いしたいと思います。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

司 会： 次に、新年度第1回となりますので、出席職員のうち管理職職員を紹介させていただきます。

新井保健医療部副部長兼ねて地域医療課長でございます。

藤城保健医療部市民健康課長でございます。

久保田福祉部福祉推進課副課長でございます。

榊福祉部地域包括ケア推進課長でございます。

関福祉部地域包括ケア推進課副課長でございます。

平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長でございます。

加藤福祉部介護保険課長でございます。

砂原福祉部介護保険課副課長でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきました資料1「平成28年度第1回越谷市介護保険運営協議会」、そして本日お配りいたしました会議次第の以上2点でございます。

資料の足りない方がいらっしゃったらお申し出いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

[発言者なし]

司 会： 本日の審議においてご発言の際にはお手元の卓上ランプのボタンを1回押していただき、マイク付近のランプが点灯したのをご確認されてからお話しくくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議におきましても会議録資料作成のため、議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承願います。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第

2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

会 長： それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

まず、事務局にお伺いいたします。本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「4名いらっしゃいます」と発言者あり〕

会 長： お願いいたします。

〔傍聴希望者入室、着席〕

会 長： それでは、傍聴される方をお願い申し上げます。

会議中は、傍聴要領に記載されております内容をご遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日の会議は約90分程度、16時30分というふうなところで予定しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事の1つ目、平成27年度第4回介護保険運営協議会会議録についてということですが、委員の皆様には前もってお送りさせていただいているかと思いますが、これにつきまして何かご意見ございますでしょうか。前回は発言が多かったので、大分見るのが大変だったのではないかとこのように思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会 長： それでは、ありがとうございました。この会議録承認というふうなことでさせていただきます。

それでは、次の議事に移っていきたいというふうに思います。

議事の2つ目、地域包括支援センター事業報告及び事業計画についてということで、まず、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、議事（2）地域包括支援センター事業報告及び事業計画についてご説明いたします。

資料は33ページをご覧ください。

昨年度、この運営協議会の委員改選がございましたので、先に簡単ではございますが、地域包括支援センターについてご説明させていただきます。

まず、地域包括支援センターの概要ですが、資料33ページの上段でございますとおり、地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46に規定されている機関でございます。また、地域の高齢者の幅広い相談に応じる総合相談業務、高齢者虐待や消費者被害から高齢者の権利等を守る権利擁護業務、要介護状態となることを予防するための介護予防ケアマネジメント業務などを実施している機関でございます。

また、昨今構築が求められております地域包括ケアシステムにおきましては、その地域の実情に合ったシステムの実現に向けた中核的な機関としての役割も求められており、市町村が設置している機関でございます。設置主体は申し上げており市町村ですが、事業を公正、中立に実施できることなどを条件に、法人に委託して設置することも可能とされております。

越谷市では、委託により、11カ所の地域包括支援センターと市役所内に直営の地域包括支援センターを1カ所、合計で12カ所を設置しております。

設置単位は、国が示しているものでは高齢者人口3,000人から6,000人に1カ所を想定しており、具体的には中学校区がそれに当たる目安とされております。越谷市では高齢者の方へのアンケート調査により、公民館区を日常生活圏域と考えている方が多いということを踏まえ、13地区ごとの地域に13地区ごとの設置としております。

職員の配置につきましては、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が義務づけられており、これらの互いの専門職が持つ各々の強みや知識を生かして、チームとしての様々な対応をすることが求められております。

33ページの下側の図が地域包括支援センターの業務内容についてのイメージ図となります。

地域包括支援センターはこの図の上側の記載にあるような自治会や民生委員、医療・介護施設などの専門職の方、また地域の関係事業者の方などと幅広いネットワークを構築し、これらの機関から情報提供があった場合には、訪問などにより実情を把握した上で必要な機関へつなぐ役割も果たしております。

ここまでの地域包括支援センターの概要についてとなりますが、この地域包括支援センターの運営等に関することにつきまして、地域包括支援センター運営協議会を設置し、意見の聴取等を行うこととされております。越谷市では、この介護保険運営協議会にその役割を位置づけておりますので、本日の会議におきまして、地域包括支援センターの平成27年度事業実績についてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料の34ページ、越谷市の基礎資料といたしまして、人口と高齢化率になりますが、こちらに載せさせていただいております。

表の下から2行目となりますが、越谷市の平成28年4月1日現在の総人口は33万7,181人となっており、65歳以上の人口、いわゆる高齢者人口は8万399人、高齢化率は23.8%となっております。昨年度の同時期のものと比較いたしますと、総人口で2,488人、高齢者人口では2,660人の増加となっております。高齢化率では昨年度

23.2%でしたので、0.6ポイントの上昇となっております。

地区ごとの詳細につきましては、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

なお、川柳地区と大相模地区を担当する地域包括支援センターにつきましては、名称ですが、越谷なごみの郷から、昨年12月に市内で4番目の老人福祉センターひのき荘が完成したことに伴いまして、事業所の所在地をなごみの郷敷地内からひのき荘に移転をいたしまして、名称を越谷市地域包括支援センター川柳・大相模と変更しております。

移転した目的等につきましては、後ほどの議事で改めてお伝えしたいと存じます。

次に、35ページをご覧ください。

このページ以降が事業報告となります。

まず、(1)総合相談についてでございます。

総合相談と申しますのは、電話、来所・訪問などの手段によって、医療・介護・生活などの相談を受けた後、それに応じて適切な支援や情報提供を行う事業をいいます。

まず、①の総合相談手段内訳ですが、総合相談の手段の内訳を表としております。表の一番右側が平成27年度の実績となります。電話での相談が1万4,195件、来所によるものが1,398件、訪問によるものが1万6,865件、文書によるものが120件、合計で3万2,578件の相談を受けました。

このうち電話相談について見てみますと、平成25年から26年度のところで集計方法を精査したために若干減少しておりますが、高齢者人口の増加等の要因により相談の件数自体は増えてきているものと認識しております。

続いて、②相談内容の内訳です。この表は、相談内容の上位5項目を載せてございます。この上位の5項目につきましては平成26年度と同様でございまして、包括支援センターに寄せられる相談としましては在宅の介護や医療・健康に関することなどが多い状況となっております。

続いて、その下、③健康教育及び健康相談実施状況をご覧ください。

健康相談は、地域で実施している会食会やふれあいサロンなどに出向き、各参加者の健康に関する相談を行った件数となります。また、健康教育につきましては、自治会などの人の集まる機会に健康などに関する内容の講話や運動等を行った件数となっております。どちらも実施数並びに参加者数の増加が見られます。

続きまして、資料36ページをご覧ください。

(2)権利擁護についての相談件数となります。

説明に入ります前に1カ所、資料の訂正がございました。上段の説明文の下に箇条書きで5つ権利擁護義務についての例をお示しいたしておりますが、下から2つ目の老人福祉施設等への施設の支援と記載してございますが、正しくは、老人福祉施設等への措置の支援でございました。大変失礼いたしました。

改めまして、権利擁護業務の実績についてです。

まず、①成年後見制度に関する相談状況ですが、こちらは平成26年度と比較し、ほぼ横ばいの状態です。

なお、25年度から26年度にかけて件数が減少しておりますが、こちらは成年後見センター越谷が設置されたことにより、直接そちらに相談できるルートが確立されたため、地域包括支援センターが受ける成年後見制度に関する相談件数が減ったものであると考えております。また、同じ表の下段には、地域包括支援センターの業務ではございませんが、市が行う成年後見制度の主張申し立ての件数を参考に記載してございます。

件数で見ますと、平成27年度の申し立て件数自体は前年度と比較し減少しておりますが、今年度既に9件の主張申し立てに向けた支援を行っております。これらの多くは平成27年度からの申し立て準備を開始しており、申し立てには数カ月単位の時間が必要となっております。高齢者の人口自体の増加により、認知症の方、親族がいない方も増えてきていることから、成年後見制度を利用する方が増加傾向にございます。

続きまして、資料中ほど虐待の件数となります。高齢者虐待の疑い件数あるいは虐待と判断した事例の件数自体は平成26年度と比較して若干減っております。ただ、ここ数年を見ますとほとんど変わらない状態で推移をしております。

続いて、③の消費者被害の防止ですが、こちらも平成26年度との比較では少なくなりましたが、大きく変わることなく、やや高めの水準で推移してございます。

続いて、37ページをご覧ください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業としましては、ここでは主に居宅介護支援事業所で活動するケアマネジャーの方への支援件数について記載をいたしました。26年度より概ね件数は増えてきており、また、総合事業の開始などによりケアマネジャーさんへの支援についても引き続き増加していくことが予測されております。

続いて、同じ37ページですが、中ほどから下、(4)介護予防ケアマネジメント事業及び介護予防事業の実施状況となります。

①の二次予防事業対象者の把握状況、これは②にございます介護予防教室の対象者を把握するために国で作成いたしましたチェックリストを実施した数の状況でございます。

②の二次予防事業対象者の介護予防事業参加状況につきましては、市が実施する運動教室などへの参加状況を記載してございます。この教室には、地域包括支援センターが①で把握した要支援の状態にまではいかないのですが、今後そのままの生活ですと要支援や要介護状態になり得る可能性の高い方を見つけたら、こちらの教室のほうに参加勧奨を行い、教室の参加に結びつけておりました。この二次予防等の介護予防事業の考え方については、介護保険法の改正に伴い見直されており、今後総合事業の中で新たな形で実施していく予定でございます。

続いて、38ページをご覧ください。

③指定介護予防支援業務・第1号介護予防支援業務についてです。ここでは主に要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成状況を記載してございます。こちらにつきましても高齢者人口の増加に伴い、要支援1・2といった認定を受ける方が増えてきてございますので、実施件数も年々増えてきている状況でございます。

なお、要支援1・2の方の予防ケアプランの作成につきましては、通常であれば地域包括支援センターが実施することとなっておりますが、居宅介護支援事業所へ予防プランの作成を委託することができるとされており、この表のうち4段目と5段目に記載したものがその委託した件数や事業所数、委託先の事業所数となります。

なお、1つの居宅介護支援事業所に対し、複数の地域包括支援センターが委託をしている場合もございますため、同じページの中ほどに記載した委託事業所総数とは一致してございません。

平成27年度中に新たに委託をした指定居宅介護支援事業所は、38ページの下段に掲載した表のとおりとなっております。

続きまして、39ページをご覧ください。

ネットワークの構築に関することといたしまして、地域包括支援ネットワーク事業に関する周知等についてお伝えいたします。

このネットワークとは、この事業の趣旨に賛同していただいた地域の各種団体、機関と地域包括支援センターが高齢者の見守りのためのネットワークを構築し、その方々が普段の業務等の中で支援が必要と思われる高齢者を発見した際に、包括支援センターに情報を提供いただくことで早期に適切な対応を行えるよう開始した事業となります。

現在は、資料下段に記載いたしました②ネットワークの構築に関する現状に記載いたしました36の分野の機関・団体の方々にご協力をいただいております。

また、資料中ほどにあります①のネットワーク構築に関する活動状況にありますとおり、この事業に関する周知や地域包括支援センター自体の周知についても様々なところで精力的にPR活動を実施している結果、毎年そのような機会を増やしているところでございます。

続いて、40ページをご覧ください。

(6) 地域ケア会議に関することについてでございます。

地域ケア会議とは、他職種が集まって課題の検討等を行う会議であり、地域包括ケアシステム構築のための有効なツールであると言われ、平成27年の介護保険法改正により位置づけられた会議となります。

越谷市では、この地域ケア会議を40ページ下段に記載いたしました3つの円のとおりに、高齢者の個人に対する課題の検討を中心に行う「ケース検討会議」、一番内側の丸になります。その検討した中で見えてきた共通する課題を地区の課題としてとらえ、地区内で検討する「地域包括支援ネットワーク会議」、さらには各地区に共通する課

題を市の課題として検討する「市全体レベルの会議」の三層構造として地域ケア会議を設置し、昨年度から事業を開始いたしました。このうち地域包括支援センターは、「ケース検討会議」と「地域包括支援ネットワーク会議」の実施を各地区で行っておりますので、その点についての実績をご説明いたします。

41ページをご覧ください。

ケース検討会議についてですが、これらは平成27年度合計で60回開催され、各地域包括支援センターで5回から6回の開催とされています。概ね2カ月に1回の開催頻度としておりますので、開催回数については目標どおり実施できております。

また、60回にわたって高齢者の個別事例の検討をしていった結果、いわゆる支援困難ケースと呼ばれるような事例には、資料中ほどに記載いたしました認知症、独居、多問題世帯の3つが共通していることを把握いたしました。

このうち独居と認知症につきましては、それぞれに対して実際の会議の中で出た意見を下の表にまとめました。詳細は後ほどご確認いただきたいと存じます。

ケース検討会議では、各専門職がそれぞれの専門職の視点を持って、個別ケースに対する様々な意見を出していただいております。

次に、42ページをご覧ください。

②の地区レベルの会議である地域包括支援ネットワーク会議についての実績です。

開催回数は全部で28回開催し、各地区で2回以上の実施となっております。このネットワーク会議につきましては、各地区で複数回開催することを目標としており、こちらについても昨年度ほぼ目標を達成できた状況となっております。

なお、ネットワーク会議の主な内容につきましては、先ほどのケース検討会議の結果から、認知症、独居という課題を把握したことにより、これらの課題の解決に向けてをテーマとして開催されております。

続いて、③総括、今後の課題についてですが、先ほど来出ております認知症や独居という共通する課題の把握はできましたが、その解決策への導きが27年度開始1年ではできなかったという振り返りがございます。地域ケア会議自体が昨年度、27年度からの実施であることから、その趣旨を参加者の方にお伝えし、課題のほうを抽出し、課題についてはさらなる分析を重ね、今後、地域包括ケアシステムの構築のための重要な事業として展開していきたいと考えております。

続いて、43ページをご覧ください。

地域包括支援センターの横断的な取り組みについてでございます。こちらにつきましては、法律的な事業の位置づけはございませんが、地域包括支援センターに求められている役割が増加する中で、業務上の課題などを検討し、各地域包括支援センター間における業務水準の平準化等を目的とし、先ほど説明いたしました地域会議を初めとする5つのテーマについて検討部会を設置し、各業務に対する検討を行いました。

なお、今年度につきましては右側にごございます5つの項目について引き続き検討を

進めてまいります。

ここまでが地域包括支援センターの実績報告になります。

続いて、44ページが今年度の地域包括支援センター事業計画となっております。

基本的な考えといたしましては、今年度についてはこれまで実施してきている事業の安定的な継続を図ってまいります。また、昨年度の変更点といたしまして、表の一番上の通年のところにございます3番、介護予防ケアマネジメントですが、総合事業の開始に伴い改められたこともございますので、こちらについて要支援状態の方のケアプラン作成を行い、要介護状態とならないよう自立に向けた適切な支援を行ってまいります。

以上、地域包括支援センターの平成27年度の実績と今年度28年度の計画についてご説明させていただきました。

説明は以上となります。

会 長： 事務局、ありがとうございました。

ただいま地域包括支援センターの昨年度、平成27年度の事業報告と、それから、今年度の事業計画ということについてご説明がありました。大分長い説明ではありましたが、委員の皆様方から何かこれに関してのご発言ありませんでしょうか。ご質問でも構いませんが、いかがでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： 40ページに示されている地域ケア会議に関する事柄でケース検討会議というのがありますよね。下の丸印に三重の丸になっている。それでこのケース検討会議というのは、私民生委員で参加しているある老人宅へ行ってやる会議の話ですか、それとも違うのですか。

事務局： 委員のおっしゃるケース検討会議とは違う種類のものとなっております。

A委員： それでもう1つ、地域包括支援ネットワーク会議。これも違うのですか。

事務局： ネットワーク会議につきましては、地区の民生委員さん等に集まってやっていただいている地区センターを会場に開催しているものがそれに当たっております。

ケース検討会議につきましては、地域包括支援センターのほうに集められている事例の中から困難ケースとされているケースにつきまして、お医者さんや民生委員さん、皆様に集まっていただきまして、そのケースについての事例の検討を踏まえて、そこから見えてくる地域の課題というのをを出していただいている会議となっております。

A委員： はい、わかりました。

会 長： よろしいでしょうか。いわゆる地域包括ケアシステムの中の地域ケア個別会議というような位置づけだと思いますが。

B委員、お願いいたします。

B委員： Bと申します。

2点質問がございます。1点目は、各地域包括支援センターごとの数という、例え

ば35ページの内訳なんですけれども、そこの（1）に、それと（3）の例えば①ですね、これは37ページです。その個別の各包括支援センターでの数は出していただけないでしょうか。それを出していただけると地区の個別の内容がよくわかっていいかなと思ったんですけれども、それが1点です。

もう1点目は、35ページの①で、訪問による相談、これは昨年度に比べて3,000件くらい増えています。これはどのような方法で増やしたのか、教えていただきたいのですけれども、例えばひとり暮らしの方への定期的な訪問をするとか、そういう地域の困っている人たちの把握するために訪問するとか、そのようなことも入れて、地域包括の方が独自で訪問されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上2点です。

会 長： それでは、事務局のほう、ご質問に対してご回答、よろしいでしょうか。

事務局： それでは、ただいまのB委員さんのご質問にお答えいたします。

ちょっと申し訳ございません。資料については、1点目については市内全件で出させていただいていますので、ちょっと紙面上でというのはすぐ用意できないのですが、口頭では多少ご説明することができます。

1点目の件については、具体的には35ページの（1）の①の部分ということによろしいですか。それともう1つおっしゃっていたのが（3）とおっしゃっていたので、37ページの①番でございますか。

B委員： はい。

事務局： まず、1点目の35ページ、総合相談の内訳でございますが、どの地区もやはり訪問と電話が多い状況でございます。

B委員： 訪問が1万3,000から3,000件増えている。

事務局： わかりました。

では、概略としましてはどの地区も来所というよりは、やはり連絡をいただくという形、例えば直接電話で来ていただきたいとか、あるいは先ほどのネットワークというところの中で、ご連絡いただいてその方に初めて訪問するというものが多いというような状況です。基本的に、ご覧のとおり、来所というものはあまり多くはない。やはり来ることができない方ということが困難事例も含めて多いので、比較的電話訪問が多いような状況でございます。

そして2点目については、口頭ですとなかなか話が長くなりますので、後ほどそれは資料ということで提供させていただければと思いますので、すみません。以上でございます。

C委員： すみません、やはり地区別の資料が、今その方だけではなくて、どうなのでしょう、いただけるのでしょうか。それぞれの包括別の。

事務局： それは個別ということで、委員さん全員に対して情報提供させていただくということで、ただ単に件数だけではなくて、人口規模もそれぞれ違いますので、その辺の部

分を含めて、わかりやすい形で情報提供させていただきます。

C委員： よろしく願いいたします。

事務局： それから、訪問が増えているというところで、昨年度は特別こういうことで強化してやっていこうという話ではないわけですが、先ほどネットワークのPRもさせていただく中で、基本的に情報をいただくことが多いような仕組みをつくって行く中で訪問が結果的に増えたというところがございますので、ご理解いただければと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。後ほど包括支援センター別の状況の資料をお渡しいただけるというふうなことで、包括支援センターごとに状況の違いがあるのかというふうなことを把握したいというようなことの原因だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

D委員、お願いいたします。

D委員： Dです。よろしくお願いいたします。

地域包括支援センターの事業として、要支援者や要介護者に対する支援はとても充実しているのはわかるんですが、例えば在宅の介護者や家族への支援などということが全く書かれてないんですね。例えば親ひとり、子ひとりの世帯への支援とか、在宅の息子や娘への支援とか、あれほど介護離職が騒がれているのですから、何も無いというのはいかがなものかと思ひます。これは今もないし、今後もないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

会 長： 今の件、よろしいでしょうか、当事者のことが書かれてあるけれども、介護者に関する支援というふうなところが書かれてないので、その点はどうなっているのかというふうなことですよね。

事務局、よろしいでしょうか。

事務局： 今回は訪問や手法については書いてございますが、当然のことながら、訪問させていただいている中には介護者の方のお話をきちんと聞いて対応するというのをやっておりますので、個別にはそのような対応となっております。

また、市のほうの事業といたしまして、講演会等も、家族介護のための講演会という形で年に数回設けてございますので、包括支援センターごとにはそのような講演会を開くということをお願いしてございませませんが、市のほうでそのようなことを集約してやらせていただいております。

D委員： ありがとうございます。

もう1点、よろしいでしょうか。

会 長： どうぞ。

D委員： 41ページなんですけど、会議での主な意見という表について、上から2つ目の周囲が気にかけていくことが大切とか、上の枠の一番下の黒丸のところ、初診時に記入する問診票に、高齢者にのみひとり暮らしかを問う項目を設けることで、医療側で独居

高齢者を把握し、気かけやすくする可能性があるとか、下の枠の一番上の丸、認知症は本人だけでなく、家族に対する支援が重要、同じ枠の上から4つ目の黒丸ですが、認知症であることを家族が周囲へ話せるような地域づくりが必要というふうに非常に抽象的な言葉で書かれているのですが、具体案などは出てこなかったのでしょうか。

会 長： それでは、41ページの抽象的なことで意見が個別会議でなされているというふうなことについて説明をお願いいたします。

事務局： お答えさせていただきます。

いただいたご意見の中で、申し訳ないですけれども、総括すると次のページの42ページに記載させていただきましたとおり、③総括、今後の課題というところで、地域の中の共通的な課題を見出してきた。その後のおっしゃるような具体的な部分についてはそこまで踏み込めなかった現状はあるので、これは今年度今後取り組んでいく中で、それはどうしていくかということを取り込んで考えていかななくてはならないというところがございます。

ただ、いただいた中では、地域包括支援センターがこれを全部解決するというよりかは、ここに書いてあるように周囲とか、これは医療機関側の話だと思えますけれども、様々なあらゆる関係者がかかわっていかなくてはならない。そういう部分では、39ページのネットワークというところに多少取り組んでいるところがございますけれども、それだけで十分なのかということもあって、恐らくこういう課題が出たということもありますので、それについては先ほど申し上げましたとおり、今年度の地域ケア会議を運営する中での課題というか、目標というか、そういった中での部分で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

会 長： よろしいでしょうか。

D委員： ありがとうございます。

会 長： 多分、個別レベルの会議という中では、地域包括ケアシステムの中で言われる包括ケア個別会議のところで課題を抽出するというふうな場である、その後、上の会議でどのような形でシステムをつくっていかうかというような話になっていく、そういうような構造だと思いますが。

ほかに、それではご質問等……、E委員が何秒か早かったので。

E委員： Eです。

44ページの記載しているところではないのですが、平成28年度事業計画のところ、先ほど介護離職の問題も取り上げられておりましたが、越谷市が今年から事業を開始した介護労働者や介護者への相談窓口との連携というのがあります。そういう事業が支援センターとしても必要ではないかと思いました。

ここに記載していないのですが、せっかくつくった相談窓口ですから、ぜひとも、連携していくと入れていただければと思います。これが1点目。

2点目は、先ほど説明がありました33ページ、34ページに戻っていただきたいのですが、地域包括支援センターの概要と設置状況が書かれていました。概要について、設置単位が高齢者人口を3,000人から6,000人と例示しています。かつ、中学校区を想定しているというのが国の考え方です。越谷市は公民館区を中心にして、13地区ということになっています。

34ページに出ています65歳以上の人口を見ていただきたいのですが、桜井地区が1万人を超えています。さらに大袋地区は1万3,000人にもなろうとしています。蒲生地区もこれまた1万人を超えているとなっています。

少なくともこの3つのところについては、増設が必要だろうと思います。特に、6,000人というのがマックスだと国が考えているようですから、それを越えた1万2,000人とか1万3,000人というところは、早急な設置が必要ではないかと思っています。

事業計画の中にこれも入れていく必要があるのではないか、大幅な設置状況の見直しが必要だと思います。後ほど地区センター・公民館への移設のところと関連すると思いますが、ぜひとも、入れていくべきではないかと思いましたが、これは2つのお願いです。

先ほど事業計画についてはセンターごとに内容を示されていました。38ページに地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する指定居宅介護支援事業所というところに出ていました。そこには総数が出ているのですが、件数が出ていません。どこにどういう形で何件が委託されているのかということをお知らせいただければと思います。

センターごとの業務量がばらばらだと、どうしても偏りが出てしまいます。できるだけ、センター間で平準化できるような施策が必要ではないかと思っています。

それを本協議会の中でも点検していく必要があるのではないかと思います。これが3つ目のお願いです。

以上、3つ申し上げました。

会 長： ありがとうございます。

1つ目、2つ目までにつきましてはご意見というような形で、1つ目は、事業計画の中にセンター職員のフォローというような意味合いで相談窓口の部分についても記載したほうがいいんじゃないかというふうなご意見、それから、最初のほうに戻りまして、地域包括支援センターの3,000人から6,000人という対応の中で、高齢者が1万人を超えている地域もあるので、センターの増設というふうなことも考えてもいいんじゃないかというようなご意見、そしてあと最後は、38ページにあります委託事業所の総数だけではなくて、件数というふうなことも記載することによって、包括支援センターの業務内容のばらつきといいますか、偏りといいますか、そのようなことも把握できるのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

これはご意見ではありますが、事務局のほうから何かコメントありますでしょうか。

事務局： では、お答えさせていただきます。

まず、初めに介護職の相談業務ということで、相談窓口ができておりますので、そこにつきましては既に市内各11包括のほうには周知をさせていただいておりますし、必要に応じて相談窓口に来られて、相談なり、日ごろの悩み等がある場合にはぜひ活用していただきたいということで周知をしておりますし、今後対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の資料でいいますと34ページの各地域包括支援センターの設置状況ということで、国が一応の基準を示している中で、配置基準について適正配置という観点から見直しが必要ではないかというご意見でございます。これにつきましては確かにたびたび本庁の中でも議論しているところでございます。

ただ、13地区での地区からのいろいろなまちづくりを展開等考えた場合に、福祉分野だけではなくて、例えば教育の分野ですとか、様々な分野が13地区を1つの塊として展開されている状況もございますので、そうしたところも総合的に勘案しながら、高齢者人口が比較的多い桜井地区、大袋地区、蒲生地区の今後どのような設置、配置をしていくべきかについては継続的に検討していきたいというふうに考えております。

また、そういった検討の内容を事業計画に盛り込むべきではないかというご指摘がございましたが、事業計画につきましては地域包括支援センターでの事業計画ということにもなっておりますので、適正配置の観点につきましては我々庁内の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

C委員： ちょっと関連して、いいですか。

設置状況のことなんですけれども、職員配置は1万人を超えるところはどうなっているのでしょうか。

事務局： お答えさせていただきます。

確かに高齢者人口が各地区によってばらつきがございますので、高齢者人口の多い地区については、人口に比例配分するような形でその分多く職員を配置しているような状況でございます。ちなみに桜井地区の職員については6人ということになっております。さらに大袋については7人といった形で、高齢者人口に比例配分するような形で職員を配置しているような状況でございます。

C委員： ありがとうございます。

会 長： それでは、F委員、先ほど手を挙げて、よろしいでしょうか。

F委員： すみません、36ページの②なんですけれども、虐待に関する相談状況が虐待の疑い相談件数、総数61件とあって、虐待と判断した件数が24件とあるんですけれども、認知症の方が虐待の被害者になりやすいということ踏まえて、この24件の中で認知症

の方が何%くらいの割合だったか、わかったら教えていただきたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

会 長： 36ページの虐待というふうな判断をした中でのその内容といいますか、状況といいますか、認知症の虐待が今多々問題になっているところで、この件数というふうなことで今把握できておりますでしょうか。いかがでしょうか。

事務局： ただいま手元にその資料がございません。

会 長： それでは、次の関連した会議の中でもご報告いただければということでもよろしいでしょうか、F委員。

それでは、申し訳ございません、そろそろ次の議事を進行させなくてはいけない時間になってしまいましたが、ご了解、よろしくお願いいたします。

それでは、このほかにもご質問、それから、ご検討事項があるかとは思いますが、総合の包括支援センターを中心にして適切な地域包括支援センターの運営というふうなことに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうを進行させていただきたいと思います。

議事の3つ目、生活支援体制整備に向けた協議体の設置についてということで、まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議事の（3）生活支援体制整備に向けた協議体の設置についてご説明いたします。

資料45ページになります。

まず、軽度者の訪問介護や通所介護のサービスの見直しと生活支援サービスの充実につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業が導入されることとして、この会議では何度かご説明させていただいております。従来の介護保険の許認可を受けた事業所に加えまして、NPOやボランティアなど地域の様々な団体によるサービスを実施することが可能な仕組みとなります。

資料の中ほどに総合事業の体系図を載せております。そのうち点線で囲まさせていただいた部分が総合事業におきます訪問介護と通所介護に当たる部分でございます。この部分が総合事業開始ということで、具体的にどうなるかにつきましては矢印に沿って下の図でご説明させていただきますと、訪問のサービス、そして通所のサービスそれぞれで既存の事業所にサービス、訪問であれば、身体介護や生活援助といったサービス、そして下側の通所であれば、機能訓練などの通所介護、こういったもののサービス提供しかありませんでした。

総合事業を開始することによりまして、右側にあるような、訪問のサービスであれば、NPOや民間事業者による掃除・洗濯などの生活支援、あるいは住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービスもサービスとして加わることとなります。そしてその下、通所系のサービスであれば、NPOなどのミニデイサービス、コミュニティサロン、自治会などが運営する運動や交流の場といったものが地域における多様

なサービスということで選択肢が増えるということになります。

ただし、これらの地域における多様なサービスにつきましては、地域の様々な方々にこの仕組みをご理解いただくことや担い手として実際にご協力、参加していただくことが必要で、これについては当然多くの時間を要すると認識しております。そういった中で越谷市では多様なサービスの部分について、まだ事業展開というものは現実的には行っておりません。

今後、地域の自治会を初めとする団体やNPOグループ、ボランティアなど、この仕組みにご理解いただいて、どのようなことを地域の多様なサービスとして行っていただくかにつきましては右側46ページにお示しをさせていただいております。それがサービスの例示でございます。

例えば隣近所の方のゴミ出し、また、買い物支援、調理の補助、お弁当などの手渡し、掃除の手伝いといった訪問して行う内容、また、一番右側につきましては、茶話会・サロンの企画・運営ということで、こちらについては支援を必要とする高齢者が通所して利用するといった場の運営、こういったものでございます。これらの活動を地域の皆様方で行っていただき、地域住民で支え合う仕組みを構築していくことが今後必要となってまいります。

これらの生活支援というちょっとした気遣い、こういったものをご近所の方が行う、自治会などの組織で対応するといった動き、これを地域で展開していただくに当たりまして、行政がどのようにかかわっていくか、多様なサービスの基盤整備を進めていくかにつきましては、その下のイメージ図でご説明をさせていただきます。

真ん中に高齢者がおふたりいらっしゃいますが、この高齢者に対しまして各団体が生活支援を行っているようなイメージです。例示でいきますと、自治会がゴミ出しや住民を集めて健康体操を行う、また、身近なボランティアの方が電球交換や庭掃除などといったお手伝いを行う、老人クラブが主体となって講座の実施などの生きがいづくりといった事業を実施していただく。そして民生委員さんでは普段の地域活動の一環として声かけを行い、先ほどもネットワークの関係でご説明いたしましたが、見守りといった安否確認を行うなど地域の様々な団体が多種多様な生活支援を実施していくようなイメージです。

これらの活動の内容、そして各活動を行う団体への支援する取り組みとして、右側に箇条書きでご説明させていただきますが、各団体の情報共有や顔なじみの関係構築、連携強化ということを目的として、まず協議体という会議の設置ですね。また、協議体の運営を初めとして、地域での支え合う仕組みを率先的に行う、いわば旗振り役といった役割の生活支援コーディネーター、この協議体とコーディネーターを市町村が主体となって配置していくこととなっております。

協議体とコーディネーターについて、越谷市の現状、取り組みを47ページでご説明させていただきます。

まず、生活支援コーディネーターにつきましては、前回の3月の会議でご説明いたしましたが、4月から実際に配置しております。

そして次の協議体でございますけれども、28年6月ということで、実は6月20日に既に第1回目の協議体を開催させていただいたところでございます。

この協議体の会議の構成団体でございますが、資料のとおりでございますけれども、越谷市の協議体では、まず、越谷市全域を提供範囲とするサービスとして担っていただいている団体さんにご参加をいただいております。シルバー人材センターや社会福祉協議会などのサービス、こういったものを今後多様な仕組みというところでどのような形で取り入れていけるかということについて、まず検討させていただきまして、その後、より身近な生活支援サービス、小地域で展開するサービスということを検討する予定でございます。そういったこの表で言うと右側の第2段階としておりますが、その段階になった際は、地域の様々な団体にも協議体にご参加いただきたいというふうに考えております。

この介護保険運営計画の中でも軽度者における生活支援のあり方というところはお意見をいただいておりますが、市町村の取り組みということで現場レベルでのこういった協議体の設置ということが義務づけというか、ありまして、実際に今設置したところでございますが、この協議体での内容についても介護保険運営協議会の中で報告させていただきまして、下の今後の予定というところにありますけれども、できる限り、平成29年度以降にこういった地域での様々な多様なサービスの提供が開始されるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

会 長： 説明、ありがとうございます。

協議体につきましては、昨年度も説明が実はあったということで、平成29年度、来年度中に多様なサービスの開始ということを予定しておりまして、その具体的な内容をどうするかというふうなことを目的に今後企画検討していくとのようです。もう既にこの20日、4日前くらいにこの協議体の第1回目の検討会が開かれたというご説明がありまして、必要に応じて、この協議会でのどのような状況になっているのかということは今後説明していただければというふうに思います。

ご説明いただきましたこの件につきまして、何かご質問、ご発言等ありますでしょうか、いかがでしょうか。

B委員、お願いたします。

B委員： それでは、2件あります。まず、46ページの地域における多様なサービスの例示なんですけれども、まだ例示なんですけれども、この中で調理補助、それから、掃除の手伝いなども入れてくださっているんですけれども、研修を受けてない人たちがボランティアとしてその家の中に入るサービスというのは不的確ではないかなと思います。例えばよく言われていますように家の中で高価な物を壊したとか、物がなくなっ

たというようなこともよくありますので、また、介護の研修を受けてない人たちが家の中に入るのは難しいのではないかと、ボランティアをやる立場としては思います。

それとまた、自立支援ですけれども、私たちはどこまで手を出していいのかとか、例えば爪切りでも今までその人がひとりでできていたのに、私たちボランティアが厚意でやってしまっただけでその人の機能を奪ってしまうのではないかと、そういった見極めが私たちボランティアでできるのかなというのがすごく不安です。

そこで、あとは47ページのところになりますけれども、住民が自主的にボランティア組織を立ち上げて、継続してサービスを提供していくのは本当に難しいと思います。そういう観点から、また、専門性をお持ちのボランティアの方もすごく多いとは思いますが、やはり継続的な研修が必要だと思います。生活支援コーディネーターの方と協議体でどのような仕組みをつくっていくのか、もう少し具体的に示していただきたいと思うのですが、例えば人件費であるとか、活動費とか、そういった予算とかを示していただくと、また地域で何かモデルを立ち上げてやろうかというような動きにもつながるのではないかなと思いました。

以上、2点です。

会 長： ご意見、ありがとうございます。

1つは、以前もたしかお話をしていたのではないかと思います、お家の中に入るということに関して、または援助するという点に関して、ただボランティアをしたというだけで集まった人たちが行っていいものかどうか、やはり研修が必要なのではないかというようなご意見は以前も確かいただいたのではないかなと思います。

それから、あと具体的な、それをどういうような仕組みでつくっていくかというふうなこと、今後、多分ここの中で検討されると思いますが、そこでの検討状況もお知らせしていただきたいというようなご意見ということで伺ったということでしょうか。

これについて、事務局、何かコメントありますでしょうか。

事務局： お答えいたします。

まず、1点目の研修の件につきましては、この会議もそうですし、協議体、6月20日の中でもいろいろな意見をいただいております。老人クラブの方なども、既にいろいろやっている中でどこまでやっていいのかという部分のある程度線引きがあると助かりますというお話がありました。そういうレベル的な部分もそうですし、個人情報の保護とかいろいろな部分も含めて、もともと研修自体を行うことの必要性は我々のほうも認識はしておりますので、そういった部分を今後どうやっていくか。それを私たちだけで考えるのではなくて、実際に活動されている方の状況も踏まえて、意見をいただきながら、その辺は検討させていただきたいと思います。

もう1点の件につきましては、まさに、その辺のわかりやすいようなイメージで今回46ページは例示をさせていただいておりますが、もう少しおっしゃるようなこうい

うことならできるんじゃないかということのを地域に働きかけていくための具体的な例示は当然必要と思っておりますので、そこについてもこの協議体の中で具体的なものを提示しながら、こういうものがよりわかりやすいとか、こういうのはできるんじゃないかというご意見もいただく中で例示ができるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ほかに、D委員、お願いいたします。

D委員： よろしく願いします。

46ページの2番、先ほどB委員がおっしゃったように地域における多様なサービスの例示というところで、例えば自治会がほとんど形骸化している地域ももしかしたらある中で、地域住民にとって近所のゴミ出しや買い物支援や掃除の手伝いなどは義務なのか、それとも努力義務なのか、任意なのか、その点を教えていただきたいのですが、例えば義務にしないとやらない人が出てくるのではないかと思います、そういった点でどの方向性で考えていらっしゃるのかを教えていただきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。これも多分今後検討していかなくてはいけない内容ではないかなとは思いますが、コメントございますでしょうか。

事務局： お答えいたします。

結論から申し上げますと、義務というのはなかなか難しいかなと思っておりますが、ただ、この総合事業の背景の1つに、生活支援と介護予防、健康保持がセットで掲げられている。例えばこれを行うことによって、やることに対するメリットも当然ないとなかなか参加することも難しい方もいらっしゃるかもしれないんですけども、支え手側になることによって、自分の健康保持もできるんだみたいなところも含めて、できる限り、そういう義務というわけではないんですけども、ぜひご協力いただきたいというスタンスで説明していきたいとは考えています。

ただ、これを進めていかないことにはなかなか始まらないところがありますので、まずは背景から含めて、多分きょうご出席の方々については、会議の中で人口減少社会とか、生産年齢が増えないということの背景は御存じかと思うんですけども、そういった部分も含めて、これはこの地域で支えていかなくてはいけないということをも、ご理解いただくというほうから進めてまいりたいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。地域づくりというふうなところから進めなくてはならないかと。

G委員、お願いいたします。

G委員： 今、D委員さんのほうからも自治会ということのお話が出たのですが、今41ページに遡って、独居になると自治会を脱退してしまう方が多いという1行があったと思

ます。たまたま居宅介護支援事業所のケアマネジャーの会議録が私のほうに回ってくるのですが、独居になると自治会の役員ができないので、自治会員であることが続けられなくなるということで、自治会の役員をやらないと少し会費をたくさん払わなくてはいけないというシステムがその自治会にはあるらしいんですね。実ははっきりここで金額を言うと社会問題になるので言わないんですが、結構な金額が書いてあったんですね。

私は花田4丁目に住んでいるのですが、実は私の自治会にも、少しだけプラスアルファすれば役員をしなくてもいいよというようなシステムができています。それはそれでまた皆さん合意の上で、いいですよということで自治会員になっているわけです。そうすると、今の46ページの自治会とか、盛んに自治会が担う役割ってすごく多いというか、依存している部分がすごくあると思うんです、これからの高齢化社会に。その自治会そのものがそういう会費を払っている人たちが自治会員なのか、その住民全てが自治会員なのか、そもそも論がすごくあやふやなような気がするんですね。私の住んでいる花田4丁目ではやはり会費を払っている人たちだけが集まって夏祭りをやったり、お子さんたちと一緒にもちつき大会をやったりというのは会費を払っている方たちが中心になってやっていますので、そのところを、市役所というか、どういうふうにとらえているのかなというのを質問してみたいなと思うんですが、よろしくをお願いします。

会 長： ご質問ありがとうございます。なかなか答えるのが難しい質問ではないかとは思いますが、広報こしがやにもたしか自治会の組織率がすごく低下しているんだというふうなことが載っていたような記憶があるのですが、自治会の会費を払ってないと自治会館も使わせてもらえないとかということもあるようなんですね。その中で自治会をどうするかではなくて、その地域をどうするか、コミュニティづくりといいますか、というようなことを根本でやっていかなければいけないのかなと私なんかは思いますが、事務局、コメントありますでしょうか。

事務局： 今ご指摘いただきましたように自治会のあり方は自治会がルールを決めていく話ですので、会費を払ってない場合には自治会員として認めないという場合もあるかと思えます。ただ、ある自治会によっては、実際には会費が納められないので、自治会の会員としてはとどめるけれども、会費を免除するというやり方をしているところもありますし、今ご指摘いただいたように不足料といいますか、そういった仕組みがあるのも私もお聞きしたこともありますので、それぞれ自治会のやり方としてはまちまちだと思います。

この運用の仕方を市のほうがどういうふうな形でかかわっていくかということになりますと、これは自治会ですので主体的に決めていただくしかないのですけれども、ただ、これからは自治会のあり方の中で、実際に地域防災ですとか、あるいは地域福祉ですとか、その前提になる地域コミュニティをどうするのか。逆に、自治会員の組

織率が逆行して減っていく中で、そうは言ってもお互いさまという関係をつくっていかないと、これからは今までの個人個人の生活スタイルで自治会がある程度成り立っていたものが、今度はそういう価値観だと維持ができないという時代の変化といいますか、そういったものを理解していただきながら、地域コミュニティということを基本ベースにして、こういった具体的な例示をもとに、必要性をしっかりと理解していただくというようなことも含めて情報提供していく中で、そういう地域のつながりというものをきっかけに、こういった生活支援のスタイルを確立していくというような方向で市役所のほうも進めていくしかないのかなというふうに考えております。

会 長： ありがとうございます。引き続きの課題というふうなことでとらえていかなければいけないかなど。そろそろまた時間ですし、またこれに関連したところで地域に密着した形で支援するというところで、次の議題がその1つになるのではないかと思いますので、次の議事に移らせていただきます。

H委員。

H委員： 今のお話の中の協議体を6月20日にやったということですがけれども、この協議体の中で限定した構成団体になるわけですがけれども、どのようなことが話されてきたのか、その中身について、それだけでも教えていただきたいと思います。

会 長： 4日くらい前のことなので、まだまとまってないかとは思いますが、簡単によろしいでしょうか。

事務局： それでは、今週の頭に会議を行った内容ですが、初めての顔合わせですので、まず仕組みの内容、どういったことをこれからやらなくてはいけないという概要の説明とあと各々の団体で行っているサービスの情報交換みたいな形をさせていただく中で、そういった中ではサービスはこういうことを行っているんですよと意思確認を行ったということがまず1つあります。

あとはその中で課題も多少いただきまして、そういった中では、やはりボランティアについては無償ですとなかなか頼みづらいのというようなご意見、これはほかの会議でもいただいているところですが、その無償の部分が限界があるのではないかと部分とか、あと今たびたび出ております自治会の理解が結構必要ですねというご意見もいただいています。さらにそういった既にサロンのものを行っているという部分では、継続的に使う自治会館等があるという場所の重要性もご意見をいただいております。

今回は顔合わせということでその程度でございましたが、今後具体的な仕組みの内容を示していく中で、またこの協議会の中でご報告させていただきたいと思います。

以上です。

会 長： それでは、会議が行われました後にこの協議体でご報告いただくというようなことでお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、議事の4つ目に移らせていただきたいと思います。

議事の（４）地域包括支援センターの地区センターへの移設についてということで、まず、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局： それでは、議事の（４）地域包括支援センターの地区センターへの移設についてご説明いたします。

48ページになります。

この移設につきましては、越谷市長のマニフェスト事項というところでもございまして、介護保険運営協議会においても、今の委員さんの前の第5期事業計画期間の会議の中で様々ご意見をいただいたところでもございます。そういったことを踏まえて、越谷市の総合的な計画でございます第4次越谷市総合振興計画や第6期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でもこれについて明記しているところでもございます。

時間の関係もありますので、載っている内容については後ほどご確認いただければと思います。

続いて、右側49ページになりますが、地区センターへ移設する目的についてでございます。

3点ほど載せておりますが、ご案内のとおり、高齢化の進むスピードが早い越谷市におきまして、地域包括ケアシステムの構築を初めといたします高齢者福祉施策においてセンターが中核的役割を担うものでございます。

また、たびたびご説明していますように高齢者のひとり暮らし、夫婦のみ世帯の増加、さらに認知症高齢者も増加するという様相があります。こういった中で、今後につきましては公的なサービスのみでは限界があるということで、地域で支え合う仕組みをつくりましようということがあります。

さらに3点目ということで、地域といったキーワードの中では、市内13地区に地区センターというものを、拠点を設置しております。この地区センターでは市民の参加と協働のまちづくりというものを展開している状況です。

こういった状況を踏まえまして、今後の高齢者福祉施策におきましては、既存の社会保障制度といった公的サービスだけではなく、地域での支え合い、地域住民が参加して支える仕組みづくりが必要となります。そういった中で地域の拠点施設であります地区センターにこの地域包括支援センターを移設させていただくことで、地区センターと地域包括支援センターが連携してこの地域で支え合う仕組みを進めてまいりたいというところでもございます。

そのイメージ図を載せております。地区センターには自治会、コミ協、スポレクさんを初めとして様々な団体が入り込んでおります。また、民生委員さんも毎月定例会議というものをこの地区センターで実施している状況でもございます。

そういった中で、地域包括支援センターが地区センターに事務所として入ることで、これまでも様々な交流・連携を図ってございましたけれども、より身近な場所にあるということで、連携強化ということで、例えば地区センターで各団体が行った会議、そ

の後に気軽に地域包括支援センターの事務所に寄っていただくということでも連携強化という期待もできると考えております。

50ページをご覧いただければと思います。

こういった中で、移設に係る基本的な考え方ということでご説明いたします。

まず、移設する対象でございますが、大型館を基本とさせていただきます。

続いて、移設する場所でございますけれども、この地域包括支援センターの業務内容からしますと、実際来所される方も少ないときがありますけれども、そういった相談する際のプライバシーへの配慮、そして常駐する職員の勤務する方の執務環境、こういったものを踏まえて、できれば館内の一室を事務スペースとさせていただきたい。ただ、各大型館の状況の中で、部屋の利用状況、ないし広さ等を踏まえて一室の確保が困難である場合につきましては、共用スペースに間仕切りといったことでのスペース確保と考えております。

続いて、2番目、移設の時期でございますが、今年度平成28年度につきましては桜井地区、増D地区、蒲生地区の3地区を対象と考えております。この3地区につきましては、地域の配置バランスということで、市の北側、中央部、南側ということで、その3地区を対象として考えております。

この移設につきましては、地区センターをご利用いただく方を含めまして、今後地域で支える仕組みということでございますので、市民の方々にご理解いただいた上で進めていくことが必要と考えておまして、3地区につきましては、地域の会議へ出向いてこの概要についてご説明し、概ねご理解いただいたところでございます。

なお、平成29年度につきましては残りの大型館の移設について進めてまいりたいと考えております。この移設によりまして、地域で支え合う仕組み、こういったものを推進する。また、地区センターの機能の1つに地域福祉というものもございますので、この充実というところで進めてまいりたいと考えております。

説明については以上です。

会 長： ありがとうございます。

地域包括支援センターと、それから、地区センターの役割を1つの箇所ですとまとめて、そしてより連携して密接な地域密着型の形で支援していけるのではないかとというふうなことで進めていっていることでございます。

これにつきまして何かご発言、ご意見等ございますでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： 2つだけお願いしたいと思います。1つは、今年度中にセンター3館に移行するようですが、当然、包括のセンターの名前が変わると思います。名前が変わる機会にとらえて、積極的に広報活動や周知活動を行っていただきたいと思います。アンケートでは包括がなかなかわからないという声が多かったように記憶しております。ぜひ、よろしく申し上げます。

もう1つは、市長のマニフェスト、2期目の重点目標の中にも出ていますが、「地域分権の拠点である地区センター・公民館の機能を充実します」となっています。そういうことから、直接、新しく業務や仕事が増えるわけではないのですが、いろいろな人の出入りも含めて出てくると思います。ですから、この際、地区センター・公民館の業務上の役割分担を明確にしたうえで適正な人員配置を、福祉部から発信していただければありがたいと思います。以上、2点をよろしくお願いします。

会長： ご意見というようなところで、包括の支援センターをより周知してほしい、地区センターに行くことによってさらに周知ができるのではないかと思います。それから、機能の充実というふうなところを目指して、それで業務内容の確認、それから、人員配置というふうなところを再検討していただきたいというご意見ということでしょうか。ありがとうございます。

大変申し訳ございません。そろそろ時間も押しておりますので、もう1つ進めさせていただければと思いますが、まずこの件について1つだけというふうなことがございましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

大変申し訳ございません。それでは、もう1つありますので、議事のほうを進めさせていただきます。

議事の5番目になります、介護保険事業所整備に係る公募についてということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、3の議事（5）介護保険事業所整備に係る公募につきましてご説明をさせていただきます。

資料は51ページでございます。

こちらの今年度行う公募につきましては、第6期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間（平成27年度から29年度）における介護保険施設等の整備目標を達成するために、公募による介護保険サービス事業者を募っているものでございます。

なお、今年度を実施する公募につきましては、昨年度の第4回の会議でも説明をしておりますが、平成27年度に実施した公募において、整備目標に達成しなかったサービスのみの実施とさせていただいております。

その中で、2の対象サービス及び募集数ということで、太い線で囲まれているのが公募枠でございます。今年度については3つのサービスについて公募をしております。

サービスについては、表をご確認いただきたいと思います。

3の施設整備計画書提出期間につきましては、本日ちょうどこの計画提出期間でございます。なので、今の時点ですとどれくらいの事業者から応募があったかというのはご説明できませんが、今後の介護保険運営協議会で順次ご説明、ご報告をしてまいりたいと考えております。

最後に、公募のスケジュールでございます。こちらにつきましては、3の書類の提

出期間を設けるに当たりまして、まず、5月11日に越谷市のホームページへ掲載いたしました。それを追うような形で、6月1日に発行されました広報こしがやお知らせ版6月号へも掲載をし、この6月20日から6月30日までの計画書の提出期間を迎えているところでございます。

今後につきましては、庁内関係各課長で構成されます事業者のヒアリング・選定審査会を経まして、この対象サービスの中でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスにつきましては地域密着型サービスでございますので、この運営協議会の中でも一部の委員で構成されております地域密着型サービス運営部会において委員からご意見を賜りまして、最終的な事業者の選定とさせていただきます。

ですので、こちらのスケジュール表に掲載されておりますが、概ね10月ごろには私どもで最終的な合否を下して、応募してくださった事業者に対して通知をする予定でございます。

いずれにいたしましても今後会議回数を重ねる中で、介護保険運営協議会の皆様にも順次ご報告をしておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

現在、去年のまだ積み残しといいますか、まだできてない部分につきまして公募に伴う書類提出期間中だということなので、まだ詳細はご報告できないというふうな状況であったかと思えます。

先ほどもありましたように地域密着型サービスの公募につきましては、この2つにつきましては、専門部会の審議を経てというふうな形になっていくと思えますので、事務局のほうからまた案内があるかというふうに思えます。

これにつきまして、何かご発言、コメントありますでしょうか。どうでしょうか。今まだ公募の段階ということでございますが、その後でしょうか。

ご発言、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆様のご協力のおかげで時間どおり終了することができました。まだ発言が足りないというふうな方もいらっしゃるかとは思いますが、大変申し訳ございません。これで本日の……、1つだけ、H委員。

H委員： 47ページの協議体がこれから第2段階ということになってくると思うんです。この協議体がこの次いつごろ開かれる予定なのか。そしてそれまでにどのように動きがあるのか。それから、あとざっくばらんに言って、来年度、29年度以降に多様なサービス提供を行っていくということですが、予算がどのくらいかけていくのかということを含めて考えると、来年度の予算も含めると、もう9月、10月くらいに予算化をしていかないと、議会に出すような段取りをしないとうまくないと思えますので、そこのスケジュール、どのようにお考えなのか。

あとは多様なサービスということですから、やれるところからやっていくとい

う、していかないと、何しろ全体できちんと整備してからやりましょうというのではなくて、やれるところからでもやっていきましょうと言わないと、取り組みがどんどん遅れていくのではないかなという懸念もしているんです。

近隣の状況をいろいろ聞いてみると、もう5市1町で考えても、結構、越谷市を見ているという、越谷の状況を見てうちで判断しようとか、もう少し様子を見よう、こういうことになっていると思うので、やはり越谷が先陣を切ってやっていくというような姿勢を示していく、やれるところからやる。全部スタートラインに並んで、用意ドンでいくのではなくて、実施できるところからやっていくということでもしていかないとこの事業がなかなか進まないのではないかと思うんです。そういう点で、いつごろこの次にこういう会議をやるのか。この会議をやるにしても、私出て感じるんですが、1時間半で終わってしまうというのはちょっともったいないなど。皆さんわざわざ集まってきて、執行部の説明が30分、40分、こういうことではなくて、皆さんのご意見をいっぱい出し合っていく中でいいものをつくっていただきたいなと思います。そうじゃないと間に合わないのではないかと思うので、この次の協議体の日程の大体の時期とか、どのくらいやるのかを含めて、ちょっとお話を聞かせていただきたい。会長さんのお考えだけでも結構です。

会 長： 今質問としては2つ、遡りまして協議体の話が1つあったかなというふうに思います。協議体はこの20日に開かれたばかりですので、今後の予定というふうなことで、もしもわかる範囲であればと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

事務局： 協議体につきましては、次回は8月3日を予定しております。その後につきましては概ね1カ月に1回程度開催しまして、今ご指摘いただきましたように来年度予算に反映できるようにしていきたいと思っておりますし、また、近隣市町に先駆けて越谷市が多様なサービスを着手していきたいという、まずできるところから進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： ありがとうございます。

それでは、もう1つ、運営協議会の時間につきまして、90分ではなく、もう少し長めにとったほうがいいのではないかというご発言がありましたが、ちょっとこれについて、皆さんご意見、どうですか。3時間というわけにはいかないでしょうけれども、どうでしょうか。反対はなさそうですか。

E委員。

E委員： 私は時間もさることながら、話し合いの仕方に関して、委員同士で話がもう少しできるような雰囲気をつくってほしいと思います。

質問や意見を言って、それに執行部が答える、それで終わり。市民の協議会なのですから、いろいろな立場の委員の皆さんどうして、「そう言ってもこういう問題があるのではないか」「こんな問題があるのではないか」などと言っていくほうが、もっとわかりやすくなるのではないかと思います。

きょう、私は障害者総合支援法が改正されたので、その問題も今後この協議会の場で話し合えるといいなと思っていました。

だから、そういうことも話し合えるような形ができないでしょうか。

会長： すみません、それは多分司会の不手際もあるかと思いますが、この人数でということと、この方の意見に対してのまたご意見というふうなところがなかなかうまくいってないのが現状でして、大変申し訳ないというふうには思っております。

会議の仕方につきましても今ご意見が出ましたので、少し事務局のほうともお話を進めさせていただきたいなというふうに思います。検討させていただきたいなというふうに思います。申し訳ございません。

それでは、ちょっと遅くなりましたが、本日の運営協議会のこの議事につきましてはこれで終了とさせていただきたいと思っております。ご協力どうもありがとうございました。

では、進行を事務局のほうにお渡しいたします。

事務局： 田口会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、次第4のその他についてですが、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議の日程でございます。現在のところ9月中旬から下旬ごろの開催でお願いできればと考えております。具体的な日程は調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録ですが、後日作成できました段階で委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えております。

それでは、閉会の言葉を森副会長からお願い申し上げます。

副会長： 皆さん、たくさんのご意見、どうもありがとうございました。

最後おっしゃられたように、皆さんせっかくこの場に集まっていっぱいいますので、もっと時間をかけて討議できるのではないかというふうに思います。午前中、私、社会福祉協議会のほうの地域福祉活動計画の会議のほうをやっておりました。これよりももう少し人数が少ないのですけれども、2時間を超えてやっておりましたが、やはりせっかく来ていただいたので、全員の方の今の活動とかどうしているのかを、情報交換の場というところも位置づけて話してもらおうということで、長くなって恐縮なんですけれども、やはりそんなにしょっちゅう集まるわけでもないのに、会長とまた事務局のほうとどういうふうなやり方がいいかというところも考えていきたいというふうに思っております。

きょうはたくさんのご意見、どうもありがとうございました。

事務局： それでは、以上をもちまして平成28年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様大変お疲れさまでした。

以 上